

## 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく書類)

2026年3月1日

吸収分割株式会社

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社 SHIFT

代表取締役 丹下 大

吸収分割承継会社

東京都目黒区目黒一丁目24番12号

Stride Digital Group 株式会社

代表取締役 畠山 奨二

吸収分割株式会社と吸収分割承継会社は、共同して、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めに従い、下記のとおり吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則189条第1号）

2026年3月1日

2. 吸収分割株式会社に関する事項（会社法施行規則189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則189条第2号イ）

吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則189条第2号ロ）

① 反対株主の買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項本文に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割会社は会社法785条の規定による手続は行っていません。

② 新株予約権買取請求

会社法第787条第1項第2号の要件を充たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議

本吸収分割においては、吸収分割株式会社の債務は吸収分割承継会社に承継されず、吸収分割株式会社の債権者を害するおそれはないため、会社法第789条第1項ただし書の規定に基づき、同条第2項及び第3項に定める債権者保護手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定及び第799条（第802条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

① 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2026年1月27日に株主に対し通知いたしました。反対株主による株式買取請求はありませんでした。

② 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2026年1月27日付の官報及び電子公告にて債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の2026年2月28日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者はありませんので、知っている債権者に向けた各別の催告はする必要はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年3月1日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年3月2日

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、株式を含む一切の対価を交付しておりません。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件吸収分割の結果、吸収分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません。

以 上